

犬の飼い主が知っておきたい飼い方のマナー

犬の飼い主は次のマナーを守りましょう！



① フン・尿の後始末を必ずすること

- 散歩に出かける前に、家でトイレを済ませることをしつけてください。
- 散歩中にフンをさせたときは、必ず家に持ち帰って処理してください。
(エチケット袋やお散歩セットを用意)
- 尿をさせる場所は他人の塀などを避けるように心配りし、させたときは水で洗い流すようにしましょう。(ペットボトルに水を用意)

② 散歩のときはリード（引き綱）につなげること

- 飼い犬が他人に危害を加える事故の防止、犬の交通事故の防止に努めましょう。
- 公共の場で放し飼いすることは禁止されているため、必ずリードにつなげましょう。

③ ムダ吠えをさせないようにすること

- 毎日散歩させるなど、運動不足によるストレスを防いで、ムダ吠えさせないようにしましょう。

④ マイクロチップの装着に努めること

- 迷子や災害等で、飼い主と離ればなれになったときに、飼い主の元に帰れる可能性が高まります。マイクロチップを装着するよう努めましょう。
- マイクロチップの装着後は、環境大臣指定登録機関への登録が必要です。

⑤ 不妊手術に努めること

- 繁殖により、自分では飼えない仔犬が生まれてしまう可能性があり、繁殖の望まない場合は、不妊手術を行うようにしましょう。
- 手術をすることで、病気の予防や性格が落ち着いたりする効果があります。

⑥ 犬を捨てること、虐待する行為は犯罪だと認識すること

- 動物を飼うことは、その動物の一生に責任を持つことだと自覚しましょう。
- 飼えなくなったからといって遺棄（捨てること）は犯罪だと認識しましょう。
- 犬などの愛護動物をみだりに殺傷したり、衰弱させるなどの虐待行為も犯罪であり、禁止されています。

⑦ 犬が人にケガをさせた時に対応すべきこと

- 飼い主は直ちに五所川原保健所（TEL 0173-34-2130）または青森県動物愛護センター（TEL 017-726-6100）に届け出てください。
- 相手を咬んでしまった場合は、予防接種の有無に関わらず、動物病院で狂犬病鑑定を受けてください。